

仙台明治青年大学運営要項内規

1. 募集定員，選抜方法

運営要項「第4条 2項」の内規を，次のとおり定める。

学生数上限，学生収容上限，退学者予測及び最大出席率等総合的に判断し，募集定員及び選抜方法を運営委員会で決定する。

2. 休学，退学

運営要項「第13条 休学、退学」の内規を，次のとおり定める。

(1) 休 学

a 自己の都合で1年以上休学する場合は，前年度2月末日までに，同期会代表を通じ運営委員長に届出し承認を得る。

b 休学期間は最長3年間とし，復学を希望する場合は前年度2月末日までに，同期会代表を通じ運営委員長に届出する。

c 復学した場合は，休学前の同期会に所属する。

(2) 退 学

自己の都合等により，本大学が行う学習・行事等に以後の出席が不可能と判断した場合は，同期会代表を通じ運営委員長に退学を届出する。

3. 慶弔，表彰

運営要項「第12条，慶弔，表彰」の内規を，次のとおり定める。

(1) 長 寿 祝

学生が当年内に，満年齢80歳，88歳，99歳の時慶祝する。

(2) 弔 事

学生が逝去の場合，弔慰金5,000円を贈り弔意を表する。

(3) 表 彰

a 栄 誉 賞

学生の勉学態度が衆の模範と認められ，且つ，学習期間が15年以上続けた者に贈る。

b 功 労 賞

本大学発展に多大な貢献をして他の学生の範となる学生並びに本大学の名誉を著しく高めた学生及びクラブに贈る。

尚，本項適用の必要性ある場合は，次により推薦・選考し，修了・閉講式において表彰する。

選考方法 毎年10月末までに同期会・クラブ及び運営委員長からの推薦を受け、
選考委員会で選考の上、運営委員会で出席者の過半数以上の賛同を
得て決定する。推薦は別紙の様式によることとし、3名以上の推薦
により、その普遍性・広範性・厳正性を期待する。

選考対象 役職年数等

4. 運営要項「第3条 組織 これに準ずる者」

「これに準ずる者」とは、老壮大学に準ずる高齢者を対象とする講座を修了した
者及び仙台市生涯学習支援センター長が推薦したものとする。

5. 要項内規の改正

この内規の改正は、運営委員会で出席人員の過半数の賛成で決定する。

昭和54年4月12日	制 定	平成17年11月9日	一部改正
昭和56年2月18日	改 正	平成23年8月25日	一部改正
昭和59年4月25日	一部改正	平成25年4月17日	一部改正
昭和62年4月9日	一部改正	平成26年4月16日	一部改正
昭和63年4月27日	一部改正	平成27年4月15日	一部改正
平成9年12月17日	一部改正	平成29年4月12日	一部改正
平成12年4月4日	一部改正	令和3年3月16日	一部改正
平成13年4月4日	一部改正	令和4年2月18日	一部改正
平成14年4月3日	一部改正		